

## 碧南市競争入札参加停止等措置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、碧南市が発注する工事、設計、監理、調査及び測量業務若しくは財産の買入れ、役務の提供等（以下「工事等」という。）の契約の相手として不適切な者を排除し、適切な業者を選定するために碧南市入札審査委員会規程（平成16年碧南市訓令第3号）第2条第7号に規定する一般競争入札及び指名競争入札の参加停止等の措置に関する取扱及び基準について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、競争入札参加停止等措置（以下「停止措置」という。）とは、競争入札に参加する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）が別表第1、別表第2又は別表第3の措置要件の欄に掲げる要件（以下「別表停止措置要件」という。）のいずれかに該当するため、契約の相手方とすることが不相当として、期間を定め、一般競争入札及び指名競争入札の対象から除外する措置をいう。

(停止措置決定機関)

第3条 停止措置は、碧南市入札審査委員会（以下「入札審査会」という。）において決定する。

(停止措置の要件及び期間)

第4条 有資格業者が、別表停止措置要件のいずれかに該当するときは、当該有資格業者に対して別表第1、別表第2又は別表第3の期間の欄に掲げる期間（以下「別表停止措置期間」という。）に定めるところにより、期間を定め停止措置を行う。ただし、停止措置の期間は2年を超えることができない。

(下請負人及び共同企業体に関する停止措置)

第5条 前条の規定により停止措置を行う場合において、当該停止措置について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかなきときは、当該下請負人についても元請負人の停止措置の期間の範囲内で停止措置を行う。

2 共同企業体について停止措置を行うときは、当該共同企業体の構成員（当該事案について明らかに責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の停止措置期間の範囲内で停止措置を行う。

3 停止措置に係る有資格業者を構成員とする共同企業体については、当該構成員の停止措置の期間の範囲内で停止措置を行う。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する停止措置期間の特例)

第6条 入札談合等関与行為による談合情報又は市の職員が談合があると疑うに足る事実があり、有資格業者が当該談合を行っていない旨の誓約書を提出したにもかかわらず談合があった場合において、次に掲げる者がかかわる場合には、当該各号に掲げる停止措置期間の延長をすることができる。

(1) 別表第3第2号アに掲げる者 同号アに掲げる期間の2倍

(2) 別表第3第2号イに掲げる者 同号イに掲げる期間の1.5倍

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における停止措置の期間の短期は、それぞれ当該各号に掲げる短期に1月を加算した期間とする。ただし、前項の規定に該当する場合を除く。

(1) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律101号）第3条第4項に基づく調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかになったときで、当該関与行為に関し、有資格業者に別表第3第1号に該当する悪質な理由があるとき。

(2) 市又はその他の公共機関の職員が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する競売入札妨害若しくは同法第96条の6第2項に規定する談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、有資格業者に別表第3第2号に該当する悪質な理由があるとき。

(3) 碧南市不当要求行為等対策規程（平成15年碧南市訓第12号）第2条に規定する行為があり、別表第3第6号に該当するとき。

(停止措置期間の特例)

第7条 有資格業者が一つの事案により別表停止措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに掲げる期間の短期及び長期の最も長いものをもって停止措置の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における停止措置の期間の短期は、それぞれ当該各号に定める短期の2倍（当初の停止措置の期間が1月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。ただし、その期間が2年を超えるときは2年とする。

(1) 別表第1各号の措置要件に係る停止措置の期間中、又は当期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表第1各号の措置要件に該当することとなったとき。

- (2) 別表第2第1号の措置要件に係る停止措置の期間中、又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、別表第2第1号の措置要件に該当することとなったとき。
  - (3) 別表第2第1号の措置要件に係る停止措置の期間中、又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表第3各号の措置要件に該当することとなったとき。
  - (4) 別表第3各号の措置要件に係る停止措置の期間中、又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表第2第1号又は別表第3第3号から第8号までの措置要件に該当することとなったとき。
  - (5) 別表第3第1号及び第2号の措置要件に係る停止措置の期間中、又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、別表第3第1号及び第2号の措置要件に該当することとなったとき。
  - (6) 別表第3第3号から第8号までの措置要件に係る停止措置の期間中、又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表第3第1号及び第2号の措置要件に該当することとなったとき。
- 3 有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表停止措置期間並びに第6条及び前2項の規定による停止措置の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、停止措置の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
  - 4 有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表停止措置期間及び第1項の規定による長期を超える停止措置の期間を定める必要があるときは、停止措置の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。ただし、その期間が2年を超えるときは2年とする。
  - 5 停止措置の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表停止措置期間並びに第6条及び前各項に定める期間の範囲内で停止措置の期間を変更することができる。
  - 6 停止措置の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について停止措置を解除するものとする。

(入札参加停止の通知)

第8条 停止措置、停止措置の期間の変更又は指名停止の解除（以下「停止措置等」という。）を行ったときは、市長は、当該有資格業者に対し、様式第1号から第3号によって遅滞なく通知するものとする。

- 2 前項の規定により停止措置等の通知をする場合において、当該停止措置等の事由が、

市の発注した工事等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(入札参加停止等の公表)

第9条 停止措置等を行ったときは、資格停止業者、資格停止期間及び理由を様式第4号によって公表する。

2 公表の期間は、資格停止期間の終了する日又は資格停止の解除を行った日までとする。

3 公表の方法は、報道発表及び碧南市のホームページへの掲載による。

(指名等の取消し)

第10条 停止措置を行った場合において、当該停止措置に係る有資格業者に対して指名、若しくは入札参加者資格確認結果を通知しているときは、必要に応じ当該指名、又は入札参加資格を様式第5号によって取り消すものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第11条 停止措置の措置期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、特別の事由により、あらかじめ入札審査会の承認を得たときはこの限りではない。

(下請等の禁止)

第12条 停止措置の期間中の有資格業者が碧南市の契約に係る工事等の一部を下請負し、又は受託することを承認してはならない。

(事故等の報告)

第13条 発注担当課長は、別表停止措置要件に該当する事案が発生した場合は、速やかに契約担当課長に報告しなければならない。

2 契約担当課長は発注担当課長から事故等の報告があった場合は、必要に応じ、様式第6号によって入札審査会に諮るものとする。

3 入札審査会において停止措置等の決定があった場合は、市長に報告しなければならない。

(関係機関への連絡)

第14条 停止措置等を行ったときは、様式第7号によってその旨を関係各課等の長に通知する。

(記録)

第15条 停止措置等を行ったときは、その決定内容を様式第8号によって記録しなければならない。

## 附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 碧南市指名停止要領（平成16年4月1日改訂）は廃止する。
- 3 この要領は、平成26年8月1日から施行する。
- 4 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 5 この要領は、平成28年1月1日から施行する。
- 6 この要領は、平成29年2月1日から施行する。
- 7 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1

愛知県内において生じた事故等の措置基準

措 置 要 件	期 間	
	市発注	県内
(虚偽記載) 1 一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格確認申請書、入札参加資格確認資料及びその他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1月以上 6月以内	—
(粗雑公共工事等) 2 工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。	1月以上 6月以内	1月以上 3月以内
(契約違反) 3 第2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	2週間以上 4月以内	—
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 4 工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	1月以上 6月以内	1月以上 3月以内
(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故) 5 工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	2週間以上 4月以内	2週間以上 2月以内

1 県内とは、愛知県の区域内において行われた行為をいう。

## 別表第2

## 贈 賄 の 措 置 基 準

措 置 要 件	期 間		
	市職員	県内の公共機関 職員	その他の公共 機関職員
1 次のア、イ又はウに掲げる者が、職員（法令等により公務に従事する、議員及び委員等の特別法上公務員とみなされる場合を含む。以下この表において同じ。）に対する贈賄の容疑により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。			
ア 有資格業者である個人又は法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。別表第3において同じ。）。	2 4月	4月以上 1 2月以内	3月以上 9月以内
イ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者でアに掲げる者以外のもの（以下「役員等」という。別表第3において同じ。）。	1 8月	3月以上 9月以内	2月以上 6月以内
ウ 有資格業者の使用人でア及びイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。別表第3において同じ。）。	1 2月	2月以上 6月以内	1月以上 3月以内

## 別表第3

## 不正行為等の措置基準

措 置 要 件	期 間		
	市発注	県内	その他
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>1 契約者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この表において「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	6月以上 9月以内	4月以上 9月以内	2月以上 6月以内
<p>(談合又は競売入札妨害)</p> <p>2 次の者が談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等</p>	6月以上 12月以内	4月以上 12月以内	2月以上 6月以内
<p>イ 役員等又は使用人</p>	4月以上 12月以内	3月以上 12月以内	1月以上 6月以内
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>3 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	2月以上 9月以内	1月以上 9月以内	2週間以上 6月以内
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>4 別表第1、別表第2及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	2月以上 9月以内	1月以上 9月以内	2週間以上 6月以内
<p>5 別表第1、別表第2及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が、禁固以上の刑にあたる犯罪容疑で公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	1月以上9月以内		

## 別表第3

## 不正行為等の措置基準 (改正後)

措 置 要 件	期 間		
	市発注	県内	その他
(不当要求行為等) 6 碧南市不当要求行為等対策規程第2条に規定する不当要求行為等を行ったと認められるとき。	1月以上9月以内		
7 碧南市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領第12条に規定する報告又は届出をおこたったとき。	2週間		
8 碧南市公契約条例に違反したとき。	2月以上 9月以内	—	
(その他重大な事案) 9 別表第1、別表第2、別表第3号に掲げる場合のほか、重大な事案が発生し、当該有資格業者が、契約の相手方として不适当であると認められるとき。	入札審査会で決定		

## 備考

- 1 県内とは、愛知県の区域内において行われた行為をいう。
- 2 その他とは、愛知県外の区域内において行われた行為をいう。

商号又は名称

代表者氏名 殿

碧南市長

印

入 札 参 加 停 止 に つ い て (通知)

このたびの貴社の行為については、市の受注者としての社会的期待及び責任に照らしても、あつてはならないものであり、誠に遺憾であります。よって、下記のとおり入札等に係る入札参加停止を行うので通知します。

なお、今後は再度このような事態が生ずることのないよう十分注意してください。

記

入札参加停止の理由	
入札参加資格停止期間	
改善措置等	

様式第2号（8条関係）

文 書 番 号

年 月 日

商号又は名称

代表者氏名 殿

碧南市長

印

入 札 参 加 者 資 格 停 止 期 間 の 変 更 に つ い て ( 通 知 )

年 月 日 付 け 碧 第 号 で 入 札 参 加 停 止 を 行 っ た こ と に つ い て、こ の 度、下 記  
の と お り 入 札 参 加 停 止 の 期 間 を 変 更 し た の で 通 知 し ま す。

記

変更の理由	
従前の停止期間	
変更後の停止期間	

様式第3号（8条関係）

文 書 番 号

年 月 日

商号又は名称

代表者氏名 殿

碧南市長

印

入札参加者資格停止の解除について（通知）

年 月 日付け碧 第 号による入札参加停止について、当該入札参加停止を解除したので通知します。

様式第4号（9条関係）

## 碧南市報道発表

### 入札参加資格停止

日 時	年 月 日 付
対 象 者	(入札参加資格停止業者名)
理 由	
措 置 内 容	入札参加資格停止（新規・変更・解除） 期間 年 月 日～ 年 月 日
根 拠	碧南市競争入札参加停止等措置要領第□条別表○第△号関係
そ の 他	
問 い 合 わ せ	

様式第5号（10条関係）

文 書 番 号

年 月 日

商号又は名称

代表者氏名 殿

碧南市長

印

入 札 参 加 資 格 等 取 消 に つ い て (通知)

このことについて、碧南市競争入札参加停止等措置要領に基づき下記工事等の入札の指名及び入札参加資格を取り消します。

記

契約番号	
契約名	
場所・納品場所	碧南市 町地内
通知年月日	年 月 日
入札年月日	年 月 日

様式第6号（13条関係）

文 書 番 号

年 月 日

碧南市入札審査委員会 殿

（契約担当課経由）

発注担当課長

（ 公 印 省 略 ）

### 事 故 等 報 告 書

このことについて、碧南市競争入札参加停止等措置要領に基づき下記のとおり報告します。

#### 記

業 者 名 等	住所 名称 代表者氏名
契 約 名	
場 所 ・ 納 品 場 所	
入 札 参 加 資 格 停 止 措 置 該 当 項 目	
事 故 等 の 内 容 日 時 状 況 発 生 原 因	

様式第7号（14条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

各課等の長 殿

碧南市長

（ 公 印 省 略 ）

入 札 参 加 停 止 に つ い て (通知)

このことについて、碧南市競争入札参加停止等措置要領に基づき下記業者を指名及び入札参加資格を停止（変更・解除）いたしましたので通知します。

記

入札参加資格 停止業者	住所 名称 代表者氏名
入札参加資格 停止の理由	
入札参加資格 停止期間	

様式第8号（15条関係）

入札参加資格停止等の措置について

1 事件の概要

関係会社 名称  
住所  
代表者

入札参加資格停止の理由

2 入札参加資格停止等措置 別表○第△号（第□条関係）

3 入札参加資格停止期間 ○か月（変更後 △か月）

4 入札参加資格停止の実施について

実施する ・ 変更する ・ 解除する

5 入札参加資格停止の期間・時期について

年 月 日 ～ 年 月 日  
（変更後 年 月 日）

6 過去における同種の措置

7 碧南市の入札参加実績

8 報道発表

あり ・ なし